

地方消費税交付金（社会保障財源化分）の用途について

平成26年4月1日より消費税率が5%から8%へ引き上げられ、地方消費税率についても100分の25（消費税5%のうち1%）から63分の17（消費税8%のうち1.7%）に引き上げられました。また、令和元年10月1日より消費税率が10%へ引き上げられ、地方消費税率についても78分の22（消費税10%のうち2.2%）へ引き上げられました。

これに伴う地方消費税交付金の増収分は、社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費に充当します。

歳入歳出予算

歳入 (単位：千円)

予算科目			内容	予算額
6 款 地方消費税 交付金	1 項 地方消費税 交付金	1 目 地方消費税交付金	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	359,000
計				359,000

歳出 (単位：千円)

予算科目			事業費	財源内訳			地方消費税交 付金（社会保 障財源化分） 充当可能経費
				国県支出金	その他	一般財源	
3 款 民生費	1 項 社会福祉費	1 目 社会福祉総務費	237,311	94,852		142,459	142,459
		4 目 障害者福祉費	159,680	34,959	7,300	117,421	117,421
		5 目 老人福祉費	589,466	115,118	10,921	463,427	463,427
		7 目 障害者自立支援費	618,058	450,882		167,176	167,176
	2 項 児童福祉費	2 目 児童手当費	570,250	483,828		86,422	86,422
		3 目 母子福祉費	242,713	60,204	8,688	173,821	173,821
		7 目 児童発達支援費	165,320	123,988		41,332	41,332
4 款 衛生費	1 項 保健衛生費	2 目 予防費	7,763	310		7,453	7,453
計			2,590,771	1,364,246	26,909	1,199,616	1,199,616

※1 地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、地方消費税交付金の予算額（686,000千円）の21分の11に相当する額

※2 歳出事業費は扶助費、繰出金に要する経費